

吉富町子ども医療費の支給に関する条例施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準について

(平成 28 年 9 月 30 日設定)

- 1 「その他吉富町長が必要と認める書類」(第 2 条第 1 項第 3 号)については、次のとおりとする。

吉富町子ども医療費の支給に関する条例第 3 条に規定する保護者及びその配偶者の所得の状況を明らかにする書類